

**香南地域の道の駅に係る
官民連携再整備事業**

客観的評価の結果

令和 8 年 2 月

高松市

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第8条第1項の規定により、香南地域の道の駅に係る官民連携再整備事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を選定したので、PFI法第11条第1項の規定により、次のとおり客観的な評価の結果を公表します。

令和8年2月17日

高松市長 大西 秀人

1 優先交渉権者の決定までの経緯

(1) 優先交渉権者の選定方法

香南地域の道の駅に係る官民連携再整備事業（以下「本事業」という。）の実施に当たっては、現行施設における駐車場不足や老朽化に対応するとともに、施設等整備と維持管理・運営を一体的に検討し、民間活力を活用した収益性の高い事業へ転換できる再整備として、持続可能な施設の運営を図ることから、事業者の募集及び選定について、公平性及び競争性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式により行った。

また、本事業を実施する事業者の選定に当たり、市は、学識経験者等により構成する、香南地域の道の駅に係る官民連携再整備事業実施事業者選定プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置し、審査委員会において審査委員会委員（以下、「審査委員」という。）が評価し、その結果をもとに優先交渉権者を選定した。

(2) 選定の経過

日程	内容
令和7年10月6日	第1回審査委員会の開催 ・ 委員長及び委員長代理の選任について ・ 香南地域の道の駅に係る官民連携再整備事業事業者選定に係る事業者募集要領（案）について
令和7年10月17日	実施方針の公表
令和7年10月24日	特定事業の選定・公表
令和7年10月29日	募集要領の公表
令和7年11月19日	現地見学会の開催
令和7年12月1日	参加表明書の提出締切
令和7年12月5日	募集要領等に関する質問締切
令和7年12月8日	参加資格者選定の通知
令和7年12月15日	募集要領等に関する質問に対する回答及び公表
令和8年1月23日	企画提案書の提出締切
令和8年2月9日	第2回審査委員会の開催 ・ 香南地域の道の駅に係る官民連携再整備事業事業者選定に係る審査について
令和8年2月17日	優先交渉権者の決定

2 審査方法

(1) 審査基準

企画提案書等及びプレゼンテーションの内容に対する審査項目及び配点は、次のとおり設定した。

審査項目	審査事項	評価点	加重	配点
1 業務遂行能力	① 施設運営能力 ② 経営状況 ③ 組織及び人員体制	5	2	10
2 参入の姿勢	① 趣旨及び制度の理解度	5	1	5
3 企画提案	① 提案の独自性や集客性 ② 地域活性化や市民交流への貢献 ③ 市全体への波及効果 ④ 地域消費の拡大や地域雇用の創出等、地域への貢献 ⑤ 地域の健康づくりに資するイベント等や農産物の加工・販売関連事業の提案	5	5	25
4 SPC 親会社保証 (加点要素)	① SPC 親会社保証の有無	5	1	5
5 整備計画	① 計画性 ② 実行可能性 ③ トラブルの未然防止と対処法 ④ 環境への配慮	5	4	20
6 経営計画	① 収支計画の具体性 ② 事業の収益性と継続性 ③ 事業の将来性と発展性	5	4	20
7 市内企業 (加点要素)	① 市内企業※1	5	2	10
8 サービス購入料 (事業費) の額	① 市に求めるサービス購入料(事業費)の額 ※運営権対価の額を控除	5	1	5
合計		-	-	100

※1 管理運営業務を行う企業は市内企業であることが望ましいが、準市内企業及び市外企業でも応募を可とする。(配点についての順位は、①市内企業等、②準市内企業等③市外企業等とする。)

(2) 特定方法

ア 企画提案書ごとに、審査項目を審査委員5人が審査し、一人当たり100点満点で採点し

た。

イ 評価は、「5」から「1」までの5段階評価とした。

「5」極めて良好「4」良好「3」普通「2」やや不十分「1」不十分

各項目には「加重」を設けることとし、各項目の配点を次のように算出した。

(配点) = (評価点) × (加重)

配点の合計を、審査委員の評価点とした。

ウ 全審査委員の評価点の合計が最も高い応募者を、優先交渉権者として選定した。

3 審査結果

(1) 参加表明者

本事業には3グループから参加表明書の提出があり、市において本プロポーザルへの参加資格の有無について書類審査を行った結果、当該グループの参加資格が認められていることを確認した。

なお、1グループから、参加表明後の辞退の申出を受理した。

(2) 優先交渉権者

市は、審査委員会の審査結果を踏まえて、次のグループを優先交渉権者として決定した。

参加種別	企業名
代表企業	株式会社 創裕
構成企業	株式会社 木村建設

(3) 優先交渉権者の提案価格

種別	価格（消費税及び地方消費税を含む。）
サービス購入料（事業費）	510,884,000円
運営権対価（15年間）	15,000,000円

(4) 提案者全ての評価点の合計（総合点）

	企業名	総合点／配点
優先交渉権者	代表企業 株式会社 創裕 構成企業 株式会社 木村建設	384点／500点
－	A社	356点／500点

※総合点の高い順に記載

(5) 審査委員会における審査日

令和8年2月9日